

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	投資信託及び投資法人に関する法律施行令	
規制の名称	投資法人及び投資信託に係る特定資産の追加	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号： 03-3506-6000(内線2644) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和3年7月7日	
事前評価時の想定との比較	<p>事前評価時には、諸外国において、インフラ資産をポートフォリオに加える機関投資家の増加やインフラファンドの上場市場創設、規模拡大が進んでいた。そのような中、我が国においても、資産多様化の観点から、経済動向等の影響を受けにくい安定的なアセットクラスとしてインフラ投資への関心が高まっていたこと、また日本取引所グループにおいては投資法人・投資信託形態のインフラファンドを上場する市場の創設を予定している状況にあったことから、投資法人・投資信託が主たる投資対象資産とし得る特定資産として、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加したもの。</p> <p>事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価では、事業者において、新たな遵守費用は発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生しておらず、事前評価時の想定と実績の乖離はない。	事前評価時の想定との乖離は認められない。
行政費用	事前評価では、事業者において、新たな遵守費用は発生しないと想定されていた。事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生しておらず、事前評価時の想定と実績の乖離はない。	事前評価時の想定との乖離は認められない。
効果(定量化)	事前評価では、投資法人等による再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権への投資を容易にすることで、民間資金を活用したインフラ整備に資するとともに、投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができるとの便益を見込んでいた。 本規制緩和後の2015年4月に東証インフラファンド市場が開設され、2021年3月末時点で7銘柄、時価総額1,000億円超の規模となっていることから、事前評価時に想定したとおり、民間資金を活用したインフラ整備及び投資家の多様な資金運用ニーズに応えることができているものと考えられる。	事前評価時の想定との乖離は認められない。
便益(金銭価値化)	本規制緩和により、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。	事前評価時の想定との乖離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響との乖離も特段認められない。	事前評価時の想定との乖離は認められない。
考察	本規制緩和により遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。	
備考		